

事業等名	物流事業者人材確保支援補助金	補助金・助成金						
▼こんなときに	物流事業者が人材確保を図ろうとするとき							
▼こんな支援が受けられます	○対象事業者 ①申請時点で県内に本社または営業所を有するトラック事業者（一般貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）または特定貨物自動車運送事業者） ②県内に本社または営業所を置く中小企業、もしくは住所地を有する個人事業主 ※大企業および、みなし大企業は除く。 ○補助対象事業・補助率 <table> <tr> <th colspan="2">補助対象事業</th><th>補助率等</th></tr> <tr> <td>人材確保</td><td>・就職情報サイト、求人情報誌等への求人情報掲載 (滋賀県内に本社等を置く事業者のトラックドライバー求人情報に限る。)</td><td>補助対象経費の2分の1 補助上限額：50万円 補助下限額：10万円</td></tr> </table> ※申請手続き等、詳細はお問い合わせください。		補助対象事業		補助率等	人材確保	・就職情報サイト、求人情報誌等への求人情報掲載 (滋賀県内に本社等を置く事業者のトラックドライバー求人情報に限る。)	補助対象経費の2分の1 補助上限額：50万円 補助下限額：10万円
補助対象事業		補助率等						
人材確保	・就職情報サイト、求人情報誌等への求人情報掲載 (滋賀県内に本社等を置く事業者のトラックドライバー求人情報に限る。)	補助対象経費の2分の1 補助上限額：50万円 補助下限額：10万円						
申請期間等	下記問い合わせ先までご連絡ください							
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業用地開発係 TEL：077-528-3781 E-mail：sangyouyouchi@pref.shiga.lg.jp							

事業等名	若年層等確保・定着支援事業	NEW!	補助金・助成金
▼こんなときに			
若年層(35歳未満)の人材確保・定着を目指すとき			
▼こんな支援が受けられます			
☆若年層等確保・定着支援補助金 中小企業が若年人材の確保や定着に向け、従業員に対して奨学金返還や資格取得等のスキルアップ支援に取り組み、その経費を企業が負担する場合、企業の負担額の一部を補助する。			
対象事業		補助率	補助限度額
①県内事業所に勤務する従業員に対して奨学金返還支援を行う場合、その負担額 ②従業員に対してDX・GXに係る資格の取得に対し、手当等の支給を行う場合、その費用。また、資格取得のための研修に参加する従業員の代替職員確保等に係る賃金		補助対象経費の1/2	①対象者1名につき9万円(最長5年間) ②1社あたり20万円
申請期間等	令和7年5月上旬～令和8年2月28日(予定。詳細決まり次第HP等で告知します。)		
問い合わせ先	(公財) 滋賀県産業支援プラザ 総務企画部 情報企画課 TEL: 077-511-1411 ※お問い合わせはホームページのメールフォームからお願いします。 ホームページ: https://www.shigaplaza.or.jp/service/types		





事業等名	中小企業振興資金			融資・税制優遇
▼こんなときに				
経営基盤の強化や事業の発展のために資金が必要なとき				
▼こんな支援が受けられます				
○一般的な事業資金が必要なとき				
資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
経営支援資金 (一般枠)	汎用的な事業資金	1.70%	設備7年 運転5年	設備3,000万円 運転2,000万円
経営支援資金 (経営者保証非提供促進枠)	保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望している法人向けの汎用的な事業資金	1.70%	10年	8,000万円 (セーフティネット保証4号または5号の認定を受けた方は、1億6,000万円)
経営支援資金 (小規模企業者枠)	従業員20人（商業・サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽業は20人）以下の小規模企業者向けの汎用的な事業資金	1.65%	設備7年 運転5年	1,500万円
経営支援資金 (小規模企業者特別枠)		1.45%	設備7年 運転5年	1,000万円

○1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形等を現金化したいとき

短期事業資金 (通常枠)	仕入れ、代金決済等に必要な運転資金	2.40%	1年	1,500万円
短期事業資金 (手形・電子記録債権割引枠)	下請代金として受け取った手形等の割引資金 (受注企業として滋賀県産業支援プラザへの登録が必要)		割引期間 150日以内	

○物価高騰等の影響による売上の減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済負担を軽減したいとき

セーフティネット資金 (新規枠)	セーフティネット保証が利用できる方 ・不況業種を営み売上等が減少している方 ・取引先企業が倒産等した方 等 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用できます (増額も可)	1.20%	設備10年 運転7年 (4号、5号認定 は10年)	1億円
セーフティネット資金 (借換枠)		1.70%	7年 (4号、5号認定 は10年)	2億2,000万円
セーフティネット資金 (経営力強化新規枠)	・金融機関や認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定等を行う方 ・セーフティネット保証5号に該当する方 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用できます (増額も可)	1.20%	設備7年 運転5年	経営力強化 新規枠・借換枠 あわせて、 2億8,000万円
セーフティネット資金 (経営力強化借換枠)		1.70%以内 (固定)	10年	
緊急経済対策資金 (新規枠)	売上、利益等が減少している方 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用できます (増額も可)	1.45%	7年	5,000万円
緊急経済対策資金 (借換枠)		1.70%	10年	8,000万円

○新分野への進出や事業の多角化、海外への事業展開、事業承継、社会的課題の解決に資する分野での事業拡大、CO₂ ネットゼロや DX など特定の経営課題に取り組むとき

政策推進資金 (事業継続・新事業促進枠)	経営革新計画等の実施や事業の多角化、海外展開等を行う方	1.45%	10年	1億円 (県等の認定を受けた計画を実施する場合は2億円)
政策推進資金 (事業承継枠)	安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る方	1.20%	10年	1億円
政策推進資金 (SDGs推進企業応援枠)	社会的課題の解決に資する産業分野の事業を行っている方で、事業を拡大する方	1.45%	設備10年 運転5年	1億円
政策推進資金 (再生支援枠)	中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づき事業を行う方	金融機関 所定	10年 (特に必要と認める場合は、15年)	1億円
政策推進資金 (CO ₂ ネットゼロ推進枠)	「[しがCO ₂ ネットゼロ]ムーブメント」の取組に賛同し、省エネ設備や、再生可能エネルギー設備、蓄電池等を導入する方	1.20%	設備10年	1,000万円 (蓄電池については、 8,000万円)
政策推進資金 (がんばる企業応援枠) ※プロパー協調融資	・保証協会付融資と保証のつかない金融機関直接融資(プロパー融資)を受ける方 ・金融機関の支援を受けつつ策定した経営行動計画を実行することで経営課題解決を図る方	1.70%以内 (固定)	10年 ※プロパー融資の期間は1年以上とする	2億8,000万円 ※ 同時にプロパー融資を保証協会付融資の1割以上実行すること
政策推進資金 (DXデジタル推進枠)	デジタル技術の活用やシステムの導入等によりDXに取り組み、成長・競争力の強化を図る方	1.70%以内 (固定)	10年	3,000万円

○開業のための資金、開業後5年未満の方が事業資金を必要とするとき

開業資金 (創業枠、創業サポート枠、女性創業枠、北部振興枠)	新たに事業を開始しようとする方 (開業後5年未満まで利用可能)	1.20%	7年	2,500万円 (認定特定創業支援等事業の支援を受けた方は、3,000万円) (女性創業枠、北部振興枠は1,000万円)
-----------------------------------	------------------------------------	-------	----	--

- ・融資利率の他に、別途信用保証料(年0～1.9%)が必要となります。
- ・融資利率等の条件は、令和7年(2025年)4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。
- ・融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。
- ・法人の場合、一定の要件を満たし信用保証料を上乗せすることにより、経営者保証が不要となる場合があります。

申請期間等	随時
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係 TEL: 077-528-3732 E-mail: fb00@pref.shiga.lg.jp ホームページ: https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyuu/300703.html



事業等名		小規模事業者経営改善資金（マル経融資）		融資・税制優遇	
▼こんなときに					
小規模事業者の方が経営改善のために資金が必要なとき					
▼こんな支援が受けられます					
融資対象		融資利率	融資期間		融資限度額
常時使用する従業員が 20 人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は 5 人）以下の法人・個人事業主の方		2.00%	10年以内 （うち据置期間2年以内）		2,000万円
・ 商工会議所、商工会または滋賀県商工会連合会の長の推薦が必要となります。 ・ 担保・保証人は不要です。 ・ 融資利率等の条件は、令和 7 年 4 月 1 日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。 ・ 融資対象者であっても、金融機関の審査により、ご希望に添えない場合があります。 ★ 自社従業員の賃上げに取組む方にご利用いただける「賃上げ貸付利率特例制度」との併用も可能です。 詳しくは下記までお問い合わせください。					
申請期間等		随時			
問い合わせ先		日本政策金融公庫 大津支店 国民生活事業 TEL：0570-058413（ナビダイヤル） 彦根支店 国民生活事業 TEL：0570-058452（ナビダイヤル） 最寄りの商工会・商工会議所（巻末の問い合わせ先一覧を参照） ホームページ：https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html			



事業等名	地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援措置		融資・税制優遇
▼こんなときに			
地域の特性を活かした新しい事業展開等を行うにあたって設備投資をしようとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
◎滋賀県に対し、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画」を申請し、承認を受けた事業者が対象となります。 <主な支援制度> ・国税の優遇措置 事業計画に従って土地・機械等の設備投資を行う場合に、法人税の特別償却または税額控除を受けることができます。 ・地方税の優遇措置 不動産取得税の不均一課税（1/10）を受けることができます。（令和7年度以降は未定） 一部の市町で固定資産税の優遇制度があります。 条件や手続き等、詳しくは下記ホームページをご覧ください。			
申請期間等	設備投資開始前に県の承認が必要		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業立地推進係 TEL：077-528-3792 E-mail：fa01@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17890.html		

事業等名	「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」(地方拠点強化税制)		融資・税制優遇
▼こんなときに			
県内への本社機能の移転・拡充に伴い、事務所・研究所・研修所の新増設、賃借等をしようとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
◎滋賀県に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けた事業者が対象となります。 <主な支援制度> ・建物等の取得価額に対する税制優遇措置（オフィス減税） 特定業務施設の新設または増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却または税額控除の適用を受けることができます。 ・本社機能に従事する従業員の増加に対する税制優遇措置（雇用促進税制） 特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税等の税額控除の適用を受けることができます。 ・地方税の優遇措置 事業税（移転型事業のみ）および不動産取得税について、地方税の課税免除または不均一課税の適用を受けることができます。 条件や手続き等、詳しくは下記ホームページをご覧ください。			
申請期間等	計画開始前（新増設の場合は建物の着工前、賃貸の場合は賃貸借契約締結前）に県の認定が必要		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業立地推進係 TEL：077-528-3792 E-mail：fa01@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html		